

県立都市公園における新型コロナウイルス感染拡大防止のための 施設利用マニュアル【遊具編】【Ver.1】

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染防止のために当面の間、県立都市公園の遊具において、指定管理者が遵守する事項を示したものである。

警戒度3においては県外からの利用者について、また、警戒度3、警戒度2においては、高齢者や基礎疾患をお持ちの方へは利用の自粛を周知（お願い）する。

1) 事前周知

利用者にはチラシ、HP等で、下記事項を確認した上で利用するよう周知する。

① 健康状態

- ・ 利用日に発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状がないか。
- ・ 利用日に頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害がないか。
- ・ 感染の流行地域への14日以内の訪問歴はないか。

② 利用上の留意事項

- ・ 小学生以下は保護者同伴とする。
- ・ 体調不良のときは利用を控える。
- ・ 高齢者や基礎疾患をお持ちの方への案内。
- ・ 利用者同士の距離を保つ（概ね2m程度）。
- ・ 混みあっているときは利用を控える。
- ・ 利用前後及び利用中などこまめに手洗い・消毒を行う。
- ・ マスクを着用する。
- ・ 近距離での会話を避ける。
- ・ 大声を出さない。
- ・ 喫煙者への案内。
- ・ ゴミは持ち帰る。
- ・ トイレはふたをして汚物を流し、利用前後は手洗う。

2) 利用上の留意事項の設置（掲示）

- ・ 遊具毎にその周辺に設置（掲示）する。
- ・ 留意事項は、1)②を参考に、遊具の特性等に応じた記載とし、その記載内容については施設管理者（土木事務所長）と協議すること。

3) 適切な環境管理

- ・ 概ね1時間毎に巡視を行い、上記看板に記載されている留意事項について利用指導を行う。

4) 定期的な園内アナウンスの実施

利用上の留意事項などを園内放送等で周知する。

【本マニュアルの取扱い】

- ・ 本マニュアルは、令和2年5月23日から適用する。
- ・ なお、群馬県内での新型コロナウイルスの感染の広がりや他県の感染状況、新型コロナウイルスに関する最新の知見等を踏まえ、適宜、適用や見直しを行うものとする